

## 労働者派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社派遣事業のマージン率等を公開いたします。

マージン率とは、『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(同条趣意)』です。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

### 【派遣事業の状況とマージン率】(2019年10月1日～2020年9月30日)

|              |                        |
|--------------|------------------------|
| 派遣労働者数       | 8名                     |
| 派遣先事業所数      | 4社(拠点)                 |
| マージン率        | 34.4%                  |
| 派遣料金の平均額     | 32,873円(1日8時間換算)       |
| 派遣労働者の賃金の平均額 | 21,533円(65.6%/1日8時間換算) |
| 社会保険         | 1,852円(8.6%)           |
| 交通費          | 2,131円(9.9%)           |
| 会社運営費        | 2,433円(11.3%)          |
| 営業利益         | 991円(4.6%)             |

### 【マージン率の内容】

交通費: スタッフの交通費を全額支給しております。

社会保険料: 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険などの事業主負担分です。

会社運営費: スタッフの教育訓練、オフィス賃貸料・募集費用・営業費用などの運営費です。

#### 【教育訓練に関して】

| 種類      | 対象者            | 実施人数 | 方法     | 実施主体 | 実施期間  | 費用負担 |
|---------|----------------|------|--------|------|-------|------|
| 新規採用者訓練 | 未経験            | 1名   | OJT    | 自社   | 1週間   | なし   |
| 能力向上訓練  | 採用後1年経過者のうち希望者 | 4名   | OFF-JT | 自社   | 月1~2日 | —    |

営業利益: 派遣料金より、スタッフ賃金と上記費用を差し引いたものが利益となります。